

合併協議会だより



グリーンプラザみやま
キャンプ場全景



グリーンプラザみやま コテージ村全景

「グリーンプラザみやま」はコテージ村とキャンプ場からなり、コテージ村にはコテージなどの施設が、キャンプ場にはロッジ、バンガロー、バーベキューハウスなどの施設があります。

CONTENTS

住所の表示変更により必要となる手続き等
官公署等編 2・3・4・5 ページ

新市の公共施設紹介
グリーンプラザみやま 6 ページ

編集・発行 / 高富町・伊自良村・美山町合併協議会事務局
〒501-2192 岐阜県山県郡高富町高木1000番地1
高富町役場庁舎2階

TEL.0581(23)1100 FAX.0581(23)1101
E-mail info@gappei-tim.jp
U R L <http://www.gappei-tim.jp>

平成15年4月1日から住所の表記が「山県市」に変わることにより、官公署等で住所の表示変更の
手続き等が必要になってくる場合があります。

今回は、住所の表示変更の手続きのうち、岐阜県関係の手続きについて、お知らせします。

項 目	該 当 者	手 続 き 方 法 等	お 問 い 合 わ せ 先
旅館営業許可 公衆浴場営業許可 興業場営業許可	左記の許可を受けて いる方	住所変更の手続きは必要ありません。	岐阜地域保健所本巢・山県センター 〒500-8708 岐阜市司町1 TEL 058-264-1111(代表)
特定建築物の届出	左記の届出をしてい る方		岐阜県生活衛生課 〒500-8570 岐阜市藪田南2-1-1 TEL 058-272-1111(代表)
(知事の所管に属 する)公益法人の登 記事項変更の届出	各公益法人	合併後速やかに県所管課に登記簿の謄本 を添付して届出を行ってください。	岐阜県経営管理部企画管理 課(実際の届出先は各公益 法人所管課) 〒500-8570 岐阜市藪田南2-1-1 TEL 058-272-1111(代表)
恩給受給者住所	恩給受給者	対象者に住所変更届出書を郵送しますの で、届出書記入後、県庁福利厚生室へ返 送してください。	岐阜県福利厚生室 〒500-8570 岐阜市藪田南2-1-1 TEL 058-272-1111(代表)
不動産鑑定士(補) の登録(変更)	不動産鑑定士(補)	合併後速やかに住所変更の手続きを行っ てください。 所定の変更登録申請書に変更内容を記入 し、新市で発行する住所変更の証明書を添 付して県庁土地対策室に提出してください。	岐阜県土地対策室 〒500-8570 岐阜市藪田南2-1-1 TEL 058-272-1111(代表)
不動産鑑定業者の 登録(変更)	不動産鑑定業者	合併後速やかに住所変更の手続きを行っ てください。 所定の変更登録申請書に変更内容を記入 し、県庁土地対策室に提出してください。	
通訳案内業免許	左記の交付を受け ている方	住所変更の手続きは必要ありません。 なお、住所変更を希望される方は、手続 きを行ってください。	岐阜県国際室 〒500-8570 岐阜市藪田南2-1-1 TEL 058-272-1111(代表)
旅券(パスポート)	旅券(パスポート)所 持者	住所変更の手続きは必要ありません。 最終ページの「所持人記入欄」の現住所 等をご自身で訂正いただいて結構です。た だし、他のページに書き込みをすると旅券 (パスポート)が無効となりますのでご注意 ください。	岐阜県旅券センター 〒500-8384 岐阜市藪田南5-15-53 県民ふれあい会館内 TEL 058-277-1000
	旅券(パスポート)申 請者	旅券(パスポート)発給申請のために申請 時6ヵ月以内に取得した住民票、戸籍謄 (抄)本は、合併前のものでも使用できます。	

なお、県の組織は改正されることがあります。

住所の表示変更により 必要となる手続き等

官公署等編

岐阜県関係 パート1

項目	該当者	手続き方法等	お問い合わせ先
学校法人寄附行為 変更認可申請書	私立学校又は私立学 校を設置する法人	合併後速やかに県庁で手続きを行ってくだ さい。	岐阜県教育振興室 〒500-8570 岐阜市藪田南2-1-1 TEL 058-272-1111(代表)
位置(地番)変更届 学(園)則変更届	私立学校		
計量証明事業登録 特定計量器製造(修 理、販売)事業届出 適正計量管理事業 所の指定	左記の登録等を受 けている者	新市で発行する住所変更の証明書を添付 のうえ住所変更の手続きを行ってくださ い。	岐阜県計量検定所 〒500-8570 岐阜市藪田南2-1-1 TEL 058-272-1111(代表)
結核医療費公費負担	対象となる方	住所変更の手続きは必要ありません。	岐阜地域保健所本巢・山県 センター 〒500-8708 岐阜市司町1 TEL 058-264-1111(代表) 岐阜県保健医療課 〒500-8570 岐阜市藪田南2-1-1 TEL 058-272-1111(代表)
小児慢性特定疾患医 療受診券	左記の受診券をお 持ちの方		
特定疾患治療研究事 業医療受給者証	左記の受給者証を お持ちの方		
被爆者健康手帳(被 爆者健康診断受診者 証を含む。)	左記の手帳をお持 ちの方	合併後、岐阜地域保健所本巢・山県セン ターへの来庁の際に住所変更の手続きを 行ってください。	
食品衛生法に係る 許可と畜場法に係 る許可 食鳥処理法に係る 許可 化製場法に係る許可 危険な動物に係る許可	左記の許可を受け ている方	住所変更の手続きは必要ありません。	岐阜地域保健所本巢・山県 センター 〒500-8708 岐阜市司町1 TEL 058-264-1111(代表)
動物取扱業に係る 届出	左記の届出をして いる方		
調理師名簿の書換	調理師		
製菓衛生師名簿の 書換	製菓衛生師		
クリーニング師原 簿の書換	クリーニング師		岐阜県生活衛生課 〒500-8570 岐阜市藪田南2-1-1 TEL 058-272-1111(代表)
理容所開設届 美容所開設届 クリーニング所開 設届 プール設置届	左記の届出をして いる方		

項 目	該 当 者	手 続 き 方 法 等	お 問 い 合 わ せ 先
建築物清掃業 建築物空気環境測定業 建築物空気調和用ダクト清掃業 建築物飲料水水質検査業 建築物ねずみ昆虫等防除業 建築物環境衛生総合管理業	左記の登録をしている方	住所変更の手続きは必要ありません。 なお、住所変更を希望される方は、登録証明書を添付のうえ手続きを行ってください。	岐阜地域保健所本業・山県センター 〒500-8708 岐阜市司町1 TEL 058-264-1111(代表) 岐阜県生活衛生課 〒500-8570 岐阜市藪田南2-1-1 TEL 058-272-1111(代表)
薬局開設許可	左記の許可を受けている方	住所変更の手続きは必要ありません。	岐阜地域保健所本業・山県センター 〒500-8708 岐阜市司町1 TEL 058-264-1111(代表) 岐阜県薬務課 〒500-8570 岐阜市藪田南2-1-1 TEL 058-272-1111(代表)
医薬品販売業許可			
医療用具販売業・賃貸業届出	左記の届出を提出している方		
配置従事者の身分証	左記の身分証をお持ちの方		
医薬品・医薬部外品・化粧品・医療用具の製造・輸入販売・修理業許可	左記の許可を受けている方		
毒物劇物販売業登録	左記の登録を受けている方		
警備業認定証 警備員指導教育責任者証(本籍) 機械警備業務管理者証(本籍) 警備業各検定証(本籍) 古物営業許可証 質屋営業許可証 風俗営業許可証	左記の許可証等の交付を受けている方	住所変更の手続きは必要ありません。	高富警察署生活安全課 〒501-2105 高富町高富2383-1 TEL 0581-22-0110 岐阜県生活安全総務課 〒500-8570 岐阜市藪田南2-1-1 TEL 058-272-1111(代表)
銃砲刀剣類所持許可証 猟銃用火薬类等譲受許可証	銃砲刀剣類所持者 猟銃等所持者	住所変更の手続きは必要ありません。	高富警察署生活安全課 〒501-2105 高富町高富2383-1 TEL 0581-22-0110 岐阜県生活保安課 〒500-8570 岐阜市藪田南2-1-1 TEL 058-272-1111(代表)

なお、県の組織は改正されることがあります。

住所の表示変更により 必要となる手続き等

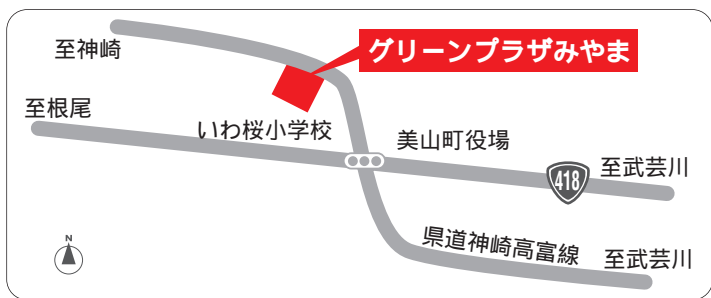
官公署等編

岐阜県関係 パート1

項目	該当者	手続き方法等	お問い合わせ先
自動車保管場所証明証 道路使用許可証 駐車許可証 通行禁止道路通行許可証 制限外積載許可証 設備外積載許可証 荷台乗車許可証 制限外けん引許可証 緊急通行車両事前届出証	左記の許可証等の交付を受けている方	住所変更の手続きは必要ありません。	高富警察署交通課 〒501-2105 高富町高富2383-1 TEL 0581-22-0110 岐阜県警察本部交通規制課 〒500-8456 岐阜市加納大黒町3-18 TEL 272-9409
緊急自動車指定(届出確認)証 道路維持作業用自動車指定(届出確認)証	左記指定(届出確認)証の交付を受けている方	住所変更の手続きは必要ありません。 ただし、合併に伴い、会社名や組織名等が変わる場合、緊急自動車は警察署又は交通規制課で、道路維持作業用自動車は交通規制課でそれぞれ手続きを行ってください。	
自動車運転免許証	自動車運転免許証の交付を受けている方	住所変更の手続きは必要ありません。 ただし、住所変更を希望される方は、警察署、又は運転者講習センターで手続きを行ってください。	高富警察署交通課 〒501-2105 高富町高富2383-1 TEL 0581-22-0110 岐阜県警察本部運転免許課 〒502-0003 岐阜市三田洞東1-22-8 TEL 058-237-3376
宗教法人の主たる事務所、従たる事務所及び代表役員の住所	法人及び代表役員	住所変更の手続きは必要ありません。 3町村に所在する主たる事務所、従たる事務所及び役員の住所は法務局で修正します。	岐阜県県民政策室 〒500-8570 岐阜市藪田南2-1-1 TEL 058-272-1111(代表)
特定非営利活動法人の主たる事務所、従たる事務所及び理事の住所	法人及び理事	なお、この修正がされるまでの間に住所変更を希望される方は、新市で発行する住所変更の証明書等を添付して、変更の申し出をすることができます。	

新市の公共施設紹介 グリーンプラザみやま

ここでは、山県市の公共施設のうち、主な施設の概要について、順次紹介していきます。今回は、グリーンプラザみやまを紹介しましょう。



コテージの使用料

区分	単位	料金	備考
コテージ (キャンプ場開設期間 4月下旬~10月末)	1棟	28,000円	
	1棟	112,000円	夏休みを除く平日の全棟貸切
	1棟	28,000円	休日前、年末年始
	1棟	18,000円	平日
コテージ (キャンプ場閉鎖中 11月初~4月下旬)	1棟	112,000円	平日の全棟貸切
	連泊割引	2日目は20%、3日目以降は30%	
日帰利用	1棟	10,000円	宿泊のない場合(夏休み除く平日)

コテージ(八人用) A棟からH棟まで七種類のコテージがあります。使用料は左記のとおりです。



コテージ村

キャンプ場



ロッジ(六人用) ロッジは二十棟あり、Aタイプ一棟の使用料は二二、〇〇〇円、Bタイプ一棟の使用料は二七、〇〇〇円です。



バンガロー(六人用) バンガローは五棟あり、一棟の使用料は九、〇〇〇円です。



バーベキューハウス 十二の釜を備えたバーベキューハウスで、使用料は一釜三時間あたり三、五〇〇円(宿泊客は二、五〇〇円)です。



グリーンスライダー グリーンプラザみやま自慢のロングローラー滑り台です。使用料は無料です。



パターゴルフ場 十八ホールあるパターゴルフ場です。使用料は一人五〇〇円です。

* 上記使用料に、別途消費税及び地方消費税が必要
* コテージ、ロッジ、バンガローの使用を取り消す場合には、取り消し料が発生する場合があります。

編集後記

会議録等を閲覧できます
合併協議会の会議録や会議資料を閲覧できます。希望される方は、合併協議会事務局、伊自良村又は美山町役場の市町村合併相談窓口までお越しください。

今年の冬は、例年に比べて特に寒いですね。私が風通しの良い古い家に住んでいることもありますが、暖房器具をつけていても、服を何枚も重ね着しないと寒さを我慢できない日が続いてきました。また、夜寝る時にも、寒すぎてなかなか寝付けないこともありました。ただ、これだけ寒い日が続いているんですが、雪が少ないのは本当に有難いです。ところで、冬の寒さと積雪の量には関係があるんでしょうか？積雪の多さはカラムシの大発生にのみ依存するのでしょうか？ちよつと不思議ですね。(三)